

質問

総会に上程した議案に重大な瑕疵があった場合、どのように取り扱えばよいですか。

(相談概要)

理事会が提案した総会議案に重大な瑕疵があったことが、総会での議案審議中に判明しました。この場合、どのように対応すればよいですか。また、提出済みの議決権行使書はどのように取り扱えばよいですか。



回答

重大な瑕疵があった場合、議決する前に審議を中止することになります。

当然、審議中止となった議案の議決権行使書は無効扱いとなります。

<ご利用上の注意>

- ○本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- ○本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例 に直接対応するものではありません。

個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。

○本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、 無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。